



平成 23 年度厚生労働省雇用均等・児童家庭局 第一次補正予算の概要

東日本大震災に係る復旧支援

第 1 被災者への支援

27 億円

○ 被災した児童への相談・援助

27 億円

地震や津波によって日常生活を奪われ、避難生活を送ることを余儀なくされた児童の生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解消するため、児童福祉に関わる専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、避難所等の被災児童が生活する場において相談・援助を行い、被災前の生活や心理状態を取り戻すための支援を行う。（安心こども基金の積み増し、定額補助）

第 2 被災地の復旧支援

54 億円

○ 児童福祉施設等の災害復旧

47 億円

被災した児童福祉施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率を引上げ、所要の国庫補助を行う。

○国庫補助率の引上げ
1/2 → 2/3（例：児童相談所など）
1/3 → 1/2（例：児童厚生施設など）

上記のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき、自治体の財政力に応じ特別の財政援助を行う。（例：保育所、児童養護施設など）

○ 子育て支援関連施設等に係る復旧支援

8 億円

被災した地域子育て支援拠点等の子育て関連施設等について、その復旧に要する初期契約費用、再開等準備経費に対して、国庫補助を行う。（定額補助）

※ 上記のほか、平成 23 年度予算に計上した子ども手当の上積みのための財源について、補正減額する。

被災した児童への相談・援助（安心こども基金）

平成23年度第一次補正予算
27億円

東日本大震災により被災した児童の相談・援助を目的として、都道府県に対する安心こども基金（地域子育て創生事業分）の積み増しを行う。

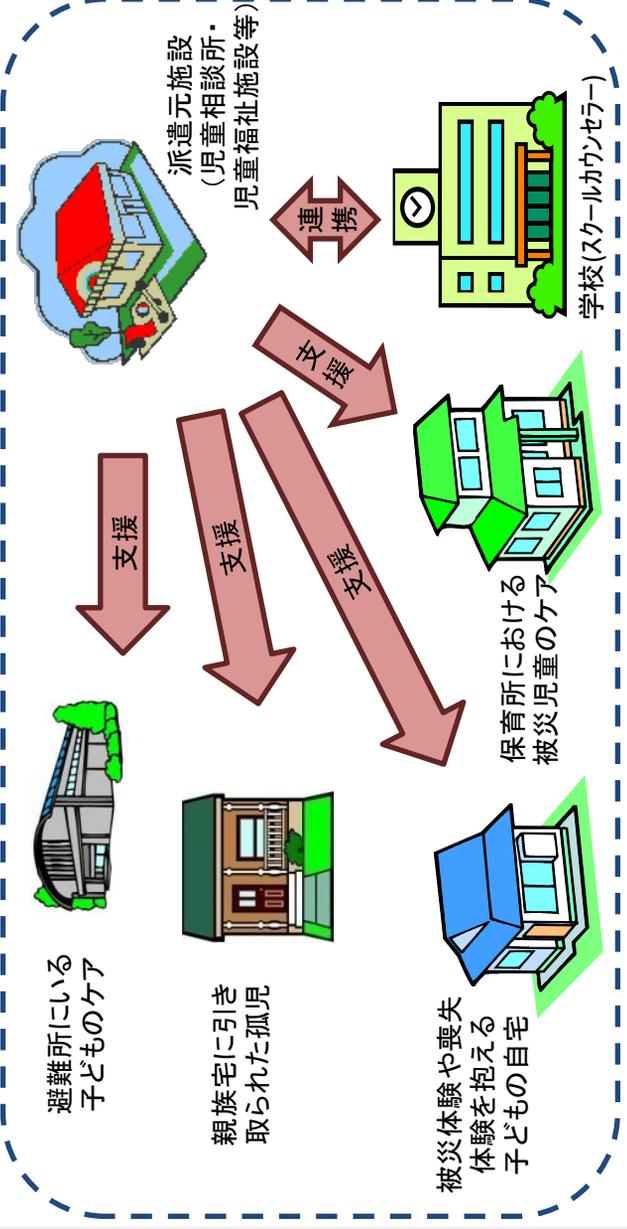
- 〔積み増しの対象となる県〕 都道府県
- 〔事業主体〕 都道府県又は市町村（特別区を含む）

【事業内容】

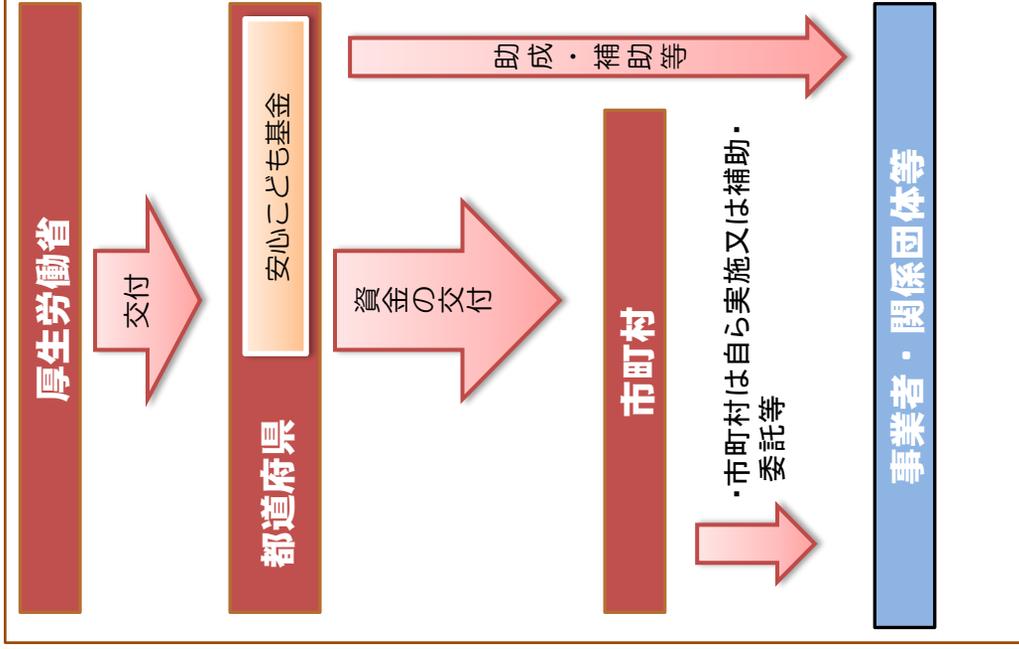
地震や津波によって日常生活を奪われ、避難生活を送ることを余儀なくされた児童の生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解消するため、児童福祉に携わる専門職の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、避難所等の被災児童が生活する場において相談・援助を行い、被災前の生活や心理状態を取り戻すための支援を行う。（安心こども基金の積み増し）

【主な対象経費】 事業費（専門職種の人に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

【イメージ】



＜参考＞事業実施までの流れ



児童福祉施設等の災害復旧(施設整備)事業の概要

23'補正予算額 47億円

(1)概要

東日本大震災等を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成するもの

(2)補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、認定こども園(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分)、へき地保育所、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子健康センター

(3)負担割合

① 激甚法の対象施設(児童養護施設、保育所など)

100分の50～100分の90(自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ援助率が決定され、通常の国庫負担割合に加算)

② 予算措置による嵩上げ(激甚法の対象施設以外)

1/2 → 2/3に嵩上げ

1/3 → 1/2に嵩上げ

子育て支援関連施設等に係る復旧支援事業

23‘補正予算 8億円

事業概要

被災した地域子育て支援拠点等の子育て関連施設等について、その復旧に要する礼金や手数料といった初期契約費用、再開等準備経費に対する補助を行うもの。

1. 補助先 都道府県、指定都市、中核市
2. 補助率 定額補助
3. 補助対象 東日本大震災により被災した地域子育て支援拠点施設等（対象施設について調整中）
4. 補助対象となる経費の例
 - ・初期契約費用（礼金、手数料等）
 - ・再開等準備経費（移転料、改修費、備品費等）

【予算科目】

- （項）子ども・子育て支援対策費
- （目）子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金